

## 議案第 8 号

### 瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「法第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第 5 5 条第 1 項に規定する病院等」に改め、同条第 3 号中「法第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「法第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第 5 5 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により瑞穂町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

第4条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

瑞穂町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略                      (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際瑞穂町に住所を有していたもの</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際瑞穂町に住所を有していたもの</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際瑞穂町に住所を有していたもの</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により瑞穂町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</u>                      (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数が</p>	<p>第1条及び第2条 略                      (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際瑞穂町に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際瑞穂町に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際瑞穂町に住所を有していたもの</u></p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数が</p>

ある場合、又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、全て当該年度の最初の納期(広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期)に係る分割金額に合算するものとする。

第5条 略

(公示送達)

第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、瑞穂町公告式条例(昭和25年条例第8号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第7条から第10条 略

附 則

第1条及び第2条 略

ある場合、又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期(広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期)に係る分割金額に合算するものとする。

第5条 略

(公示送達)

第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、瑞穂町公告式条例(昭和25年条例第8号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第7条から第10条 略

附 則

第1条及び第2条 略

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)第1期 10月1日から同月31日まで

(2)第2期 11月1日から同月30日まで

(3)第3期 12月1日から同月25日まで

(4)第4期 1月1日から同月31日まで

(5)第5期 2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

第3条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第4条 略